

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28 - 外債21 - 4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月17日

【発行者の名称】 デンマーク地方金融公庫
(KommuneKredit)

【代表者の役職氏名】 Johnny Munk
(マネジング・ディレクター)

Tobias Schmidt
(上席法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【今回の売出金額】 デンマーク地方金融公庫 2020年10月満期 トルコリラ建債券
528,540,000トルコリラ (17,526,386,400円)
(注) 日本円金額は、便宜上、トルコリラ金額から1トルコリラ = 33.16
円の為替レート (2017年10月13日の株式会社三菱東京UFJ銀行に
より発表された対顧客電信直物売相場) で換算されている。

デンマーク地方金融公庫 2020年10月満期 ブラジルリアル建債券
(円貨決済型)
75,840,000ブラジルリアル (2,689,286,400円)
(注) 日本円金額は、便宜上、ブラジルリアル金額から1ブラジルリアル
= 35.46円の為替レート (2017年10月13日のPTAXレート終値として
ブラジル中央銀行により発表された円/ブラジルリアルの換算レ
ートの仲値の逆数により算出) で換算されている。

デンマーク地方金融公庫 2020年10月満期 インドルピー建債券
(円貨決済型)
825,900,000インドルピー (1,560,951,000円)
(注) 日本円金額は、便宜上、インドルピー金額から1インドルピー =
1.89円の為替レート (2017年10月13日の株式会社三菱東京UFJ銀
行により発表された対顧客電信直物売相場) で換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年7月25日
効力発生日	平成28年8月2日
有効期限	平成30年8月1日
発行登録番号	28 - 外債21
発行予定額 又は発行残高の上限	発行予定額 3,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
28 - 外債21 - 1	平成28年9月2日	536,000,000円	該当なし	
28 - 外債21 - 2	平成28年9月30日	680,000,000円		
28 - 外債21 - 3	平成28年10月21日	1,139,000,000円		
実績合計額		2,355,000,000円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 297,645,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項 なし	償還総額	該当事項 なし	減額総額	該当事項 なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 (1) 「発行者」または「公庫」とは、デンマーク地方金融公庫を指す。

(2) 「トルコリラ」とは、トルコ共和国の法定通貨を意味する。「ブラジルレアル」とは、ブラジル連邦共和国の法定通貨を意味する。「インドルピー」とは、インドの法定通貨を意味する。

第一部 【証券情報】

<デンマーク地方金融公庫 2020年10月満期 トルコリラ建債券、デンマーク地方金融公庫 2020年10月満期 ブラジルリアル建債券（円貨決済型）およびデンマーク地方金融公庫 2020年10月満期 インドルピー建債券（円貨決済型）に関する情報>

第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2 【売出債券に関する基本事項】

1 売出要項

トルコリラ建債券

券面総額	528,540,000トルコリラ
売出価格の総額	528,540,000トルコリラ
利率	年10.42%

ブラジルリアル建債券

券面総額	75,840,000ブラジルリアル
売出価格の総額	75,840,000ブラジルリアル
利率	年6.53%

インドルピー建債券

券面総額	825,900,000インドルピー
売出価格の総額	825,900,000インドルピー
利率	年4.82%

2 利息支払の方法

トルコリラ建債券

各本債券の利息は、上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率により、利息起算日である2017年10月26日（同日を含む。）からこれを付し、かかる利息は2018年4月26日を初回として、2020年10月26日まで毎年4月26日および10月26日（以下各々を「利払日」という。）に半年分を後払いするものとし、各利払日におけるその金額は各本債券につき521.00トルコリラとする。利払日（または2017年10月26日）（同日を含む。）から次の（または最初の）利払日（同日を含まない。）までの期間を、以下「利息期間」という。なお、利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該支払いは翌営業日に行われる。ただし、利息額の決定に当たっては、かかる調整がなされないものとして各利息期間の日数を計算するものとする。

ブラジルリアル建債券

各本債券の利息は、上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率により、利息起算日である2017年10月26日（同日を含む。）からこれを付し、かかる利息は2018年4月26日を初回として、2020年10月26日まで毎年4月26日および10月26日（以下各々を「利払日」という。）に半年分を後払いするものとし、各利払日におけるその金額は各本債券につき326.50ブラジルリアルとする。ただし、かかる利息額の支払いは、関連する為替参照レート決定日（以下に定義される。）に計算代理人（以下に定義される。）により以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満を切り捨てるものとする。）（以下「利払円貨額」という。）で円貨によってなされる。

$$\text{各利払日の利払円貨額} = 326.50 \text{ブラジルリアル} \times \text{為替参照レート}$$

用語の定義

「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（Nomura International plc）または正式に任命された承継者をいう。

インドルピー建債券

各本債券の利息は、上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率により、利息起算日である2017年10月26日（同日を含む。）からこれを付し、かかる利息は2018年4月26日を初回として、2020年10月26日まで毎年4月26日および10月26日（以下各々を「利払日」という。）に半年分を後払いするものとし、各利払日におけるその金額は各本債券につき2,410.00インドルピーとする。ただし、かかる利息額の支払いは、関連する為替参照レート決定日（以下に定義される。）に計算代理人（以下に定義される。）により以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満を切り捨てるものとする。）（以下「利払円貨額」という。）で円貨によってなされる。

$$\text{各利払日の利払円貨額} = 2,410.00 \text{インドルピー} \times \text{為替参照レート}$$

用語の定義

「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（Nomura International plc）または正式に任命された承継者をいう。

4 元利金支払場所

トルコリラ建債券

それぞれの支払通貨営業日において、本債券に関して支払われる金額が制御の及ばない理由のために自由に譲渡可能かつ転換可能な資金により発行者が入手できない、またはトルコリラ（以下「支払通貨」という。）もしくは法により定められたそれを承継する通貨（以下「承継通貨」という。）が国際間の金融取引の決済において使用されなくなったと計算代理人が判断した場合、発行者は、適用為替レートに基づき、それぞれの支払通貨営業日においてもしくはその後合理的に実務上可能な範囲内で速やかに、かかる支払いをユーロで行うことにより支払義務を履行することができる。本債券または利札の所持人は、これを理由として、さらなる利息またはその他の支払いを受ける権利を有さない。承継通貨または本段落に従ったユーロによる支払いは、下記の「11. その他 - (1)債務不履行事由」に基づく債務不履行事由とはならない。「適用為替レート」とは、（ ）（入手可能な場合には）支払いが行われる日より前の可能な限りかかる支払日に近接している合理的な期間（計算代理人の公正な裁量において決定される。）内における

実務上直近で入手できる日について、欧州中央銀行が決定しかつ公表した、支払通貨もしくは承継通貨に対するユーロの外国為替レート、または()かかるレートが入手できない場合、計算代理人がその単独の裁量において誠実かつ商業的に合理的な方法で、すべての入手可能かつ関連する情報を公正な裁量において考慮した上で決定するユーロに対する支払通貨もしくは承継通貨の外国為替レートをいう。「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc) または正式に任命された承継者をいう。「支払通貨営業日」とは、()関連する決済機関が営業を行っている日で、かつ()支払営業日である日をいう。

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法律意見】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第5 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本債券に関する2017年10月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では平成29年10月17日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
平成29年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

半 期（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年9月29日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし